

2024年8月6日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ  
(スタンダードコード: 3350)  
問合せ先 IR 部長 中川 美貴  
電話番号 03-6690-5801

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するご説明（Q&A）

2024年8月6日付公表の「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株主に対する新株予約権の無償割当（以下「本件」といいます。）に関するご説明（Q&A）を作成いたしました。当社の株主の皆様におかれましては、別途開示しております上記プレスリリースと併せてご参照いただき、ご理解いただいたうえで、本件に関するご判断を頂きますようお願いいたします。

1. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当の基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q1-1 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当の概要について教えてください。</p>	<p>A1-1 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は株式会社の資金調達手法の一つであり、普通株式を目的とした新株予約権を株主に割り当てるものです。本件については1株の当社普通株式に1個の本新株予約権が割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。</p> <p>当社は、2024年9月5日を本新株予約権の割当を受ける株主を確定するための基準日（以下「株主確定日」といいます。）とし、当該基準日時点の株主に持株数に応じて本新株予約権を無償で付与し、交付された本新株予約権について行使期間において行使され行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権1個当たりの額は555円。）の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付します。</p> <p>本新株予約権無償割当においては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は100株であることから、100個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。</p>
<p>Q1-2 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当とは、公募増資や第三者割当等とどのように異なるのか。</p>	<p>A1-2 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当は、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられ、既存株主の皆様が当社普通株式を取得するか否かをご判断いただける点が特徴です。</p>
<p>Q1-3 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当とライツ・オフERINGとはどう違うのか。</p>	<p>A1-3 両者の大きな違いは、割り当てられた新株予約権が金融商品取引所（証券取引所）において上場されるかどうかです。</p> <p>ライツ・オフERINGと異なり、この度の株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当により割り当てられる新株予約権は金融商品取引所（証券取引所）には上場されません。</p> <p>株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当では、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権が割り当てられた株主は、原則として、それを行使するか失権させるかのいずれかを選択いただくこととなります。</p>
<p>Q1-4 新株予約権とは何か。</p>	<p>A1-4 新株予約権とは、その権利を保有する者（新株予約権者）が、行使期間においてそれを行使し、行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権1個当たりの額は555円。）を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます。</p> <p>本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の2024年8月6日付「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」本文をご参照ください。</p>

<p>Q1-5</p> <p>本新株予約権の割当を受けた後、新株予約権者にはどのような選択肢があるか。</p>	<p>A1-5</p> <p>本新株予約権が割り当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、大別して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本新株予約権の行使を行う。</li> <li>② 本新株予約権の行使を行わない。</li> </ul> <p>という2つが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本新株予約権を行使する場合、行使価額（株式1株を取得するために要する金額は555円）をGMOあおぞらネット銀行株式会社の当社預金口座に払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります（詳細は下記「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。）。</li> <li>② 一般投資家権利行使期間中に、（2024年9月6日（当日を含む。）から2024年10月15日まで）本新株予約権を行使しなかった場合、当社が同年10月16日に残存する本新株予約権の全部を取得することから、新株予約権者の皆様は、当社普通株式を取得することはできません。</li> </ul> <p>なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権を行使するのか、又は、行使を行わずに失権させるのかは、新株予約権者の皆様ご自身の投資判断によります。</p> <p>当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、当社が2024年8月6日付で公表した「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」並びにEDINET（URL：<a href="https://www.edinet-fsa.go.jp">EDINET (edinet-fsa.go.jp)</a>）にて縦覧されている当社の2024年8月6日付有価証券届出書及び本新株予約権に関する目論見書（2024年9月18日頃に当社より各本新株予約権者の皆様に郵送予定です。）等をご参照の上ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
---	--

<p>Q1-6</p> <p>単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのかを教えてください。</p>	<p>A1-6</p> <p>株主に対する新株予約権の無償割当では、当社の単元株式数である100株に満たない当社普通株式に対しても、1株の当社普通株式に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することができます。</p> <p>ただし、本新株予約権1個の行使により交付される株式数は1株であるため、行使の結果、単元未満株式を取得する場合（例えば10個の新株予約権を行使し、10株の当社普通株式を取得頂く場合）もあります。</p> <p>その場合、単元未満株式は議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますのでご注意ください。</p> <p>なお、単元未満株主は、当社に対し、会社法192条に基づいてその保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。</p> <p>その具体的な手続については下記「Q3-9 権利行使により1単元（100株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか？」をご参照ください。</p>
<p>Q1-7</p> <p>本新株予約権の行使価額の設定理由及び算定根拠について説明してほしい。</p>	<p>A1-7</p> <p>当社が2024年8月6日付で公表した「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」の「5. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、本新株予約権を行使する際の本新株予約権1個当たりの行使代金につきましては、555円と設定しております。</p> <p>当該行使代金は本新株予約権の発行決議日の前営業日である2024年8月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率が17%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。</p> <p>したがって、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。</p> <p>すなわち、割当比率については1：1：1（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。）等を総合的に勘案して決定されたものです。</p>

<p>Q1-8 新株予約権無償割当による当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。</p>	<p>A1-8 権利落ち日は2024年9月4日ではありますが、本新株予約権は非上場新株予約権であるため、東京証券取引所では、「呼値の制限値幅に関する規則」の規定により権利落ちによる制限値幅に関する基準値段の調整は行われません。一方で、当社普通株式の株価は、本新株予約権の発行により潜在株式数が増加するため、希薄化の影響を受ける可能性があります。</p>
<p>Q1-9 上位株主は本新株予約権を行使するのか。</p>	<p>A1-9 当社の上位株主の意向は確認しておりません。</p>
<p>Q1-10 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないかと。</p>	<p>A1-10 2024年8月6日提出有価証券届出書の「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、2024年10月16日に、無償で同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。一般投資家権利行使期間内に本新株予約権の行使を行わなかった既存の株主様は、1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的な不利益の一部を補うことができない可能性があります。</p>
<p>Q1-11 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明してください。</p>	<p>A1-11 現行の制度では、原則として、信用取引で買い建てている普通株式につきましては、買い建てを行った株主様の個人名と異なる名前が名義となることから、新株予約権の無償割当を受けることはできません。信用取引に係る各種取扱いの詳細につきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q1-12 当社普通株式の累投（株式累積投資）やミニ株の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>A1-12 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>
<p>Q1-13 外国居住株主による本新株予約権の割当、行使について制約があるか。</p>	<p>A1-13 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。 なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800 に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。</p>

<p>Q1-14 新株予約権のメリットは何ですか。</p>	<p>A1-14 新株予約権を行使して新株式の発行を受けた場合、その株式の時価が行使価額を上回っていた場合、その差額を享受できるメリットがあります。</p>
<p>Q1-15 「ライツ・オフアリング」といった新株予約権を上場させる事例もあり、かかる方法のほうが株主にとってよりメリットがあると思いますが、検討はしなかったのですか。</p>	<p>A1-15 ライツ・オフアリングはコミットメント型及びノンコミットメント型があり、いずれも新株予約権が上場され株主の皆様が売買できる機会があります。ところが、当社は過年度において経常損失を計上しており、ノンコミットメント型の発行基準を満たしておりませんので、本方法は不可能です。また、コミットメント型については引き受け会社の引き受け費用が高額となるため、現実的な選択肢とはなりません。</p>
<p>Q1-16 なぜ株主割当方式としたのですか。</p>	<p>A1-16 本新株予約権の割当てを受けた株主の皆さまの権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化を図り、将来的な当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えておりますので、株主の皆さまのご理解とご支援をお願いするという観点からであります。</p>
<p>Q1-17 新株予約権の「〇個」と「〇株」はどのような違いがありますか。</p>	<p>A1-17 新株予約権の単位が「個」となり、新株予約権を発行する際に、1個が行使された場合に何株を発行するかを決めることができます。新株予約権の権利行使は、「株」単位ではなく、「個」単位となります。今回、当社から株主の皆さまに割り当てる新株予約権は1個が行使されたら1株を発行する設計になっています。</p>
<p>Q1-18 発行価額は無償とありますが、株式を取得するに際して資金負担は発生しないということですか。</p>	<p>A1-18 新株予約権という権利自体は、無償で割り当てられます（株主の皆さまの負担は発生しません）。但し、この権利を行使して株式を取得される場合、株式1株あたりの行使価額の資金負担が必要となります。なお、行使価額は過去6か月間（2024年2月22日から2024年8月2日まで）の当社普通株式終値平均577円を参考に、より株主様に行使していただけるように割り引いて555円に決定いたしました。</p>

## 2. 本新株予約権の割当について

Question	Answer
<p>Q2-1 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。</p>	<p>A2-1 新株予約権の割当を受ける株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様は、保有する当社普通株式1株に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。 なお、新株予約権1個を行使頂いた場合に、交付される株式数は1株です。</p>
<p>Q2-2 本新株予約権の無償割当を受けるにはどうしたらよいか。</p>	<p>A2-2 本新株予約権の割当を受ける株主確定日は2024年9月5日となっておりますので、最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当を受けることができます。 本新株予約権の無償割当を受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、2024年9月3日となります。 なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当を受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額をGMOあおぞらネット銀行株式会社の当社預金口座にお振込いただく必要があります。）</p>
<p>Q2-3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当の有無はどのように確認すればよいか。</p>	<p>A2-3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。 当社としては、通常、新株予約権の割当の効力発生日である2024年9月6日に、株主確定日（2024年9月5日）の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様は、株主名簿管理人から本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定でございますので、当該書類をご確認ください。</p>
<p>Q2-4 株式を特別口座において保有している株主には、本新株予約権は割り当てられるのか。</p>	<p>A2-4 特別口座（※）（三井住友信託銀行株式会社）に記録された株式に対しても本新株予約権が割り当てられ、株式と同様に新株予約権原簿に記録されます。 なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使はできません。具体的な行使方法は三井住友信託銀行にお問い合わせください。 ※「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に預託していない株券を、株主の権利を保全する（守る）ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関（一般的には株主名簿管理人）に開設する口座です。 従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告を行うことができるようにすることを目的とする制度（特定口座制度）による「特定口座」とは異なるものですのでご注意ください。</p>

<p>Q2-5 本新株予約権の無償割当後はどのような書類が、いつ、どこに送付されてくるのか。</p>	<p>A2-5 2024年9月18日頃に、株主確定日（2024年9月5日）の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様のご住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定です。</p>
<p>Q2-6 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。</p>	<p>A2-6 会社法第278条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。</p>

### 3. 本新株予約権の行使について

Question	Answer
<p>Q3-1 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。</p>	<p>A3-1 本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。 ただし、当社普通株式の単元株式数は100株であるため、行使の結果、単元未満株式を取得する場合（例えば50個の新株予約権を行使し、50株の当社普通株式を取得頂く場合）もあります。 その場合、単元未満株式は議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますのでご注意ください。なお、単元未満株主は、当社に対し、会社法192条に基づいてその保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。 その具体的な手続については下記「Q3-9 権利行使により1単元（100株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか？」をご参照ください。</p>

<p>Q3-2</p> <p>本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか。</p>	<p>A3-2</p> <p>一般投資家権利行使期間に新株予約権を使って権利行使価額を支払うことにより当社の普通株式を取得いただくことができます。</p> <p>①行使する場合</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする場合は、行使期間最終日までに、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、行使請求受付場所（株式会社アイ・アール ジャパン）まで提出（郵送）してください。合わせて、行使期間最終日までに（2）に記載のとおり、出資価額を行使請求の払込取扱場所（GMOあおぞらネット銀行株式会社）にお支払ください。行使期間最終日までに、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることで行使請求の効力が発生いたします。</p> <p>なお、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されるまでに数日間（4～5日）必要であることから、十分な日にちの余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 新株予約権行使金振込（※株主様の行う手続き。） 行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権1個当たりの額は555円。株式1株を取得するために要する金額は555円）を当社が指定するGMOあおぞらネット銀行株式会社の当社預金口座にお振込みください。</p> <p>(3) 株主名簿管理人にて、振り込まれた行使価額と行使請求書の内容等の照合を行います。</p> <p>(4) 株主様ご指定の証券口座に権利行使により新たに取得された株式が記録されます。</p> <p>(5) 株式の新規記録</p> <p>原則として、上記（1）及び（2）を行っていただき、行使請求書等の確認とお振込みの確認ができた日から6営業日目の日において、本新株予約権の行使によって取得された当社普通株式が、行使を行った本新株予約権者の皆様の証券口座に新規記録されます。</p> <p>ただし、証券会社等によっては起算日が異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等へお問い合わせください。</p> <p>②行使されない場合 特にお手続きは必要ありません。一般投資家権利行使期間満了により、当社が取得条項に基づき無償で新株予約権を取得いたします。なお、この取得の際には当社は何らの対価も交付しません。</p>
---	---

<p>Q3-3</p> <p>保有する複数の本新株予約権（例えば1,000個）のうち、その一部（例えば600個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A3-3</p> <p>本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能です。</p> <p>従いまして、例えば、1,000個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち600個のみを行使することは可能です。</p> <p>ただし、1度権利を行使されると、未行使で残った新株予約権は行使できません。なお、本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっており、当社普通株式の単元株式数は100株であるため、行使の結果、単元未満株式を取得する場合（例えば50個の新株予約権を行使し、50株の当社普通株式を取得頂く場合）もあります。</p> <p>その場合、単元未満株式は議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますのでご注意ください。</p> <p>なお、単元未満株主は、当社に対し、会社法192条に基づいてその保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。その具体的な手続については下記「Q3-9 権利行使により1単元（100株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか？」をご参照ください。</p> <p>なお、本新株予約権の発行要項第11項において、「1個の本新株予約権の一部のみを行使することはできないものとします。」旨規定されておりますが、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>Q3-4</p> <p>1個の本新株予約権の一部（例えば1個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A3-4</p> <p>本新株予約権の発行要項第11項において「1個の本新株予約権の一部のみを行使することはできないものとします。」旨が定められており、1個の本新株予約権の一部（例えば1個の本新株予約権）のみを行使することはできません。</p> <p>なお、先述のように1,000個中600個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>Q3-5</p> <p>本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。</p>	<p>A3-5</p> <p>本新株予約権の行使可能期間は、2024年9月6日（当日を含む。）から2024年11月5日（当日を含む。）となっておりますが、本新株予約権には取得条項がついており、2024年10月16日に当社が取得をすることから、当初の無償割当を受けた株主の皆様が行使可能な期間は2024年10月15日までとなります。</p> <p>お取引先証券会社によって行使請求の取次に要する期間が異なりますので、行使請求の取次に要する期間及び行使手続きにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

<p>Q3-6 株式が手に入るのはいつか。</p>	<p>A3-6 行使請求書等が株主名簿管理人に取次ぎされ、かつ、お振込みが確認できた日の6営業日後に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。</p>
<p>Q3-7 本新株予約権の行使により生じる取引手数料等の費用について教えてください。</p>	<p>A3-7 本新株予約権の行使に関して発生する直接的な費用は基本的には発生しないものと理解しております。ただし、行使のための資金の振り込み手数料等、行使請求書に記載されている費用については株主にご負担いただくことになります。</p>
<p>Q3-9 権利行使により1単元(100株)未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか？</p>	<p>A3-9 株主の皆様が保有する100株未満の単元未満株式について、当社に買取りを請求することができます。 なお、具体的な手続につきましては、当社株式を証券口座で保有されている場合は、お取引をされている証券会社にお問い合わせください。 特別口座で保管されている場合は、お取引先証券会社及び三井住友信託銀行にお問い合わせください。</p>

#### 4. 税務上の取扱い等について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。

ただし、個人及び法人とも、本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家、お取引先証券会社及び所轄税務署等にご確認くださいようお願いいたします。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

Question	Answer
Q4-1 本新株予約権を割り当てられた時点、行使した時点での税金はどうなるのか。	A4-1 本新株予約権を割当られた時点、本新株予約権を行使した時点、いずれの時点においても課税関係は生じないものと考えております。 なお、無償割当により取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となります。
Q4-2 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか。	A4-2 無償割当により取得した本新株予約権の行使による場合、「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額となります。

(ご参考) 本件スケジュールについて

項目	日程	備考
本新株予約権の無償割当の権利付最終買付け日	2024年9月3日	本新株予約権の無償割当を受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日の2営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
本新株予約権の無償割当の株主確定日	2024年9月5日	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当を受けることができます。
本新株予約権の無償割当の効力発生日	2024年9月6日	無償割当を受けた新株予約権について、法的には権利行使が可能となります。ただし、実際には行使請求書がお手元に届いてから手続きが可能となります(2024年9月21日以降)
新株予約権割当通知書の ①送付予定日 ②到着予定日	①2024年9月18日頃 ②2024年9月21日頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の無償割当は、当該通知の到達前に行われます。
一般投資家による新株予約権に係る権利の行使期間	2024年9月6日から 2024年10月15日まで	本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、遅くとも、2024年10月15日の営業時間中に、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。
残存新株予約権の取得日	2024年10月16日	
特定投資家への譲渡日	2024年10月16日から2024年11月5日まで	
特定投資家の権利行使期間	2024年10月16日から2024年11月5日まで	

【上記以外のご質問及びお問い合わせ先】

ホームページからの問い合わせをお願いします。

[お問い合わせ - Metaplanet Inc.](#)

株式会社メタプラネット

【ご注意】

この文書は、当社の第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、2024年8月6日付で公表した「新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」並びに2024年8月6日付提出の本新株予約権に関する有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL: [EDINET \(edinet-fsa.go.jp\)](https://www.edinet-fsa.go.jp)）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。

上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。

米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以 上